

# 環境盤基 委員会

## 付託議案の審査

3月定例会において  
基盤環境委員会には7  
件の議案が付託され、  
すべて原案のとおり可  
決すべきものと決定し  
ました。議案と主な質  
疑は次のとおりです。

◆議第12号 指定管理  
者制度の導入に伴う関  
係条例の整理に関する  
条例及び高山市地区公  
園条例の一部を改正す  
る条例について  
(指定管理施設を見直  
し直営施設として管理  
するもの)

・くるまーと六既  
・飛騨川河川公園  
・すずらん公園  
・鍋平園地  
・女男滝公園

【論点】経緯と管理のあり方  
・民間の能力やノウハウを活かして施設や地域の活性化が見込めるものを指定管理とし、そのような効果が見込めない施設は直営で管理する。

◆議第13号 高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の一部を改正する条例について(太陽光発電設備等の設置に係る基準を定め、届出対象を拡大するもの)

【論点】既存施設に対する指導や抑制効果、市民の意見聴取と今後の方向性  
・今後の設備更新や変更の際に適合するよう指導していく。  
・強制力はないが、適合するよう指導・助言していく。



・「基準を設けることはよいこと」「抑制区域をもっと広げてほしいのでは」「基準を設けることは自然エネルギー利用日本一を目指す市の方針と相反するのでは」といった意見があった。

◆議第14号 高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例について(自転車駐車場の駅西・駅東に設置するもの)

【論点】民間を含む利用状況と利用料金と補助制度のあり方  
・自転車駐車場は法で使われている言葉のため採用したが、現場での表記は駐輪場とするかどうか検討する。  
・料金は民間事業者と同額にしており影響はないと考えている。



・月額料金の1/4を補助するよう新年度に予算化している。

◆議第16号 高山市消防団条例の一部を改正する条例について(消防団の入団資格要件の見直し)

【論点】団員確保の取り組み  
・新たな団員として女性消防団や音楽隊の入団を想定している。  
・入団説明会のほか、活動紹介のDVD作成やフォトコンテストなど広報の充実を考えている。

◆議第24号 指定管理者の指定について(久々野ふるさと公園の指定管理者を指定するもの)

【論点】トイレの管理や遊歩道の安全対策など

指定管理者との協議内容  
・落石により通行止めとなつている遊歩道の整備は、経過観察を行い、安全性が確保できた所から利用できるようにしていきたい。

・トイレ管理費について把握しているが、協議の結果、この金額で交渉がまとまった。

◆議第26号 市道路線の認定について

◆議第27号 市道路線の変更について  
(中部縦貫自動車道高山清見道路第4工区整備事業に伴う認定・変更)

【論点】認定および変更の経緯  
・認定の経緯については、県道町方高山線については、地元から出された拡幅の要望に沿うよう整備がされるため、県道切り替えによる旧道部分を県から移管を受け入れ、市道町方64号線として認定することとなった。



丹生川町地内を現地調査